

最近の国際課税を巡る議論

～BEPSを中心に～

浅川 雅嗣

はじめに

財務官の浅川でございます。御丁寧な御紹介をいただきありがとうございます。

年初からの出来事を振り返りますと、今年もいろいろなことがありました。

二月、三月頃には、アジアインフラ投資銀行（AIIB）の問題がありました。いろいろな議論はありましたが、日本として貫くべきところは貫いたつもりです。

その後、春から夏にかけてギリシャ問題が火を噴いて、ギリシャの債務をどうするかを巡って国際金融情勢が相当緊迫した場面がありました。

また、七月に二回、八月に一回、中国の株式市場でかなり大きな調整がありました。さらに、八月一日から三日続けて人民元が切り下がりました。二〇〇五年七月以降、対米ドルですう勢的に切り上がってきた人民元が初めて切り下がったことから、国際金融界はかなり動揺しました。

一月には、パリで大規模なテロが起こりました。これを受けて、テロリストに対するファイナ

ンシングをどう規制していくかという大きな課題が再び浮かび上がってきました。欧州における難民問題も大きな課題です。

このように、今年も国際金融の分野では次々と大きな出来事が起こりました。さまざまな出来事の合間を縫って、G 20など各種の国際会議が開催され、対応策が議論されてきました。

演題にもありますように、今日は、国際課税に焦点を合わせてお話ししますが、せっかくの機会ですので、最初に国際金融絡みの話を少しさせていただきます。いただいた上で、本題の国際課税の話に移りたいと思います。

一、最近の国際金融情勢

(1) 国際金融の現状

二〇〇八年九月一五日にリーマンショックが起

こり、その後、世界はかなり深刻な金融危機を経験してきました。さて、その頃の世界金融情勢とここ一年ほどのそれを比べますと、かなり違った構図になっています。

二〇〇八年以降、アメリカ発の金融危機によって、ユーロや日本の経済がかなり影響を受けました。その一方で、新興国には元気がありました。

中国が四兆元の公共投資計画を打ち出して世界を救ったと言われました。中国に限らず新興国が金融危機からの回復に貢献しました。

ところが、今では立場は全く逆転しています。中国をはじめ、新興国はどこも元気がなくなってきました。インドネシアやマレーシアの通貨は、今年一月と比べまして、三割から四割ほど減価しています。資本流出が起こっているためです。中国からも資本流出が起こっています。

それに比べ、先進国が比較的元気になってきま

した。アメリカでは、今月の一五日、一六日に連邦準備制度理事会（FRB）の連邦公開市場委員会（FOMC）が開かれ、金利がいよいよ引き上げられるかどうかというところまで来ています。

ユーロにつきましては、先日、ヨーロッパ中央銀行（ECB）の政策理事会が開かれました。ドラギ総裁が緩和策を出し渋ったために、ユーロが上がったと言われましたが、種々の数字を見ますと、それほど悪くはありませんので、出し渋りをしたというより、むしろ必要な範囲で金融政策の調整を行ったということでしょう。

日本におきましても、今年第三・四半期のGDPが、速報段階のマイナスから確報でプラス一％に転じました。設備投資が伸びており、日本の成長も段々と安定的な軌道に乗ってきたように思います。

このように、世界経済の牽引役は、前回は新興

国、途上国だったのですが、今ではこれらの国の勢いがなくなつて、先進国が引つ張つていかなければならないという時代に入ってきました。

以下、このような中で中国のリスクとアメリカの金利引き上げの影響という二つのリスクを見ていきます。

(2) 中国のリスク

（中国の現状）

先ほど申し上げましたとおり、中国では上海の株式市場が調整段階に入りました。もつとも、よく見ますと、上海の株式はそれまでの一年半で二五〇％ほど上がっていました。それに四〇％程度の調整が入った段階ですので、更なる調整の余地がある可能性はあります。それ以上にショックでしたのは、そのとき中国が取った株価維持策があまりに人為的で、市場とのコミュニケーションも

不十分であったということです。

他方、人民元について申しますと、八月一日、一二日、一三日と三日連続で対ドルで切り下げを行いました。結果的に四・五%ほど下がったのですが、このときも、最初は市場が混乱しました。人民銀行のステートメントを丹念にフォローしていたのですが、どのような目的で切り下げが行われたのか、いつまで続くのかが必ずしもクリアではありませんでした。これも、市場とのコミュニケーションが不足しているように感じた事例です。

(中国を巡る資本の流れ——去年の六、七月まで)
中国を巡る資金の流れは、去年の六月、七月までと、それ以降とは全く違ったものになっています。

去年の六月、七月までは一貫して、中国の成長

を狙って世界中から資本が集まってきていました。

人民元の対ドルレートは、一九九四年に一USDollar 118・三元になってから、二〇〇五年七月まで同じ水準で固定され微動だにしませんでした。それがいいよもたなくなつて、二〇〇五年七月に改革を行い、それ以降はなだらかな人民元の上昇を許容してきました。ただし、市場の流れに完全に任せますと、急速に対ドルレートが上がりますので、その上昇スピードをコントロールするために、毎日介入を行ってきました。上がろうとする人民元を抑えるわけですから、人民元を売つて、ドルを買うという介入を行ってきたわけです。

その結果、二つのことが起こりました。一つは、ドルを買いますので、外貨準備が急速に増加していったということです。私は、二〇〇四年と

二〇〇五年に財務省国際局で為替市場課長を務めました。それまで、外貨準備高は日本が世界一位だったのですが、あつという間に中国に抜かれました。現在、日本の外貨準備高は約一兆二〇〇億ドル程度ですが、一時中国の外貨準備高は約四兆ドルに達しました。なぜかと申しますと、単純な話でして、中国は毎日為替市場に介入していたからです。

他方、ドルを買う一方、人民元を市場に売ることによって、市場に流動性を供給していたこととなります。すなわち、中国は、為替市場に介入することを通じて、高成長を支えるための成長通貨を供給していたこととなります。

(中国を巡る資本の流れ——去年の七月以降)

去年の七月以降、こうした資本の流れが急に逆転しました。それまで資本の流入が続いていたの

が、流出に転じたわけですが、その結果、今度は人民元に下落圧力がかかることになりました。

中国は、人民元が急速に高くなるのも避けたいが、安くなりすぎるのも避けたいと思っっているように見えます。一つには、国の沽券にかかわるといふことがあつたのかもしれないし、人民元が急速に減価しますとインフレになりますから、健全な金融政策という見地からは、急速な人民元安も困ることになります。

中国は介入をデイスクローズしていませんので、正確にはわからないのですが、去年の夏以降のこうした資本流出の動きを受けて、おそらくそれまでとは逆の介入を始めたのではないかと思われまふ。今度は人民元の下落のスピードをコントロールするわけですから、人民元を買い、ドルを売るといふ介入になります。このため、外貨準備は減少することになります。

(外貨準備高の減少)

実際に、公表データによりますと、去年の七月以降、毎月の中国の外貨準備が減り始めました。特に大きく減ったのは今年の八月です。中国のデータによりますと、一ヶ月で八五〇億ドル減ったということです。九月も減り、一〇月にやや増えた後、十一月にはやはり相当減少したようです。毎月、五〇〇億ドルから七〇〇億ドルのペースで外貨準備が減っています。その背景は、ユーロの減価もありますが、ドルを売って人民元を買う逆介入も大きく影響していると思われます。中国の外貨準備高は、今、三兆五〇〇億ドルです。切りの良いところで、例えば毎月一〇〇億ドル（一二兆円）ずつ外貨準備が減っていくとしますと、三年弱でゼロになってしまうようなペースで、中国から資本が流出しているということです。

(マクロ経済政策のミスマネジメント)

先ほど申し上げましたように、去年の夏までは、中国の当局は介入を通じて成長通貨、流動性を供給してきました。その後は、全く逆で、介入を通じて市場から流動性を吸収するということが行われているわけです。

八%成長はできないにしても、六、七%の成長を維持するのが共産党の主要な政策目的となっています。この成長に必要な流動性を供給するために、それまでの為替介入に代えて、急速に金利を引き下げ、預金準備率を引き下げました。要するに、銀行システムを使って、経済成長に必要な流動性を供給しようとしたわけです。こうして供給された流動性が健全な投資に向かえば良かったのですが、実際には住宅市場や株式市場に流れ、バブルを膨らませることになりました。

それがはじけたのが今年の夏であったとします

と、ある意味では典型的なマクロ経済政策のミス・マネジメントであったと言えるのではないかと思います。

(膨大な過剰生産設備の存在)

さて、なぜ中国の資本の流れが流入から流出に一八〇度転じたかに関しては、根の深い問題があります。つまり、中国が直面する非常に深刻な構造問題が背景にあるわけです。

その一つは、膨大な過剰生産設備の存在です。あらゆるものがあふれ返っていると言われます。

例えば、中国の鉄鋼の生産能力は年間一二億トンあるとされています。今の生産量は八億トンぐらいですので、四億トンほど生産能力が余っており、非常に稼働率が低くなっています。日本の鉄鋼生産量が年間一億トンですから、日本に置き換えますと四年分の生産能力が余っていることにな

ります。その他にも、船、ボーキサイト、銅など、あらゆるものが余っているとされるほど、中国の過剰生産設備の問題は深刻です。

先進国では、個人消費がGDPの六割、七割を占めています。しかし、中国では、個人消費は五割にも達していません。中国では、これまで消費ではなく投資が高い経済成長を牽引してきました。投資をしますと、需要は増えますが、同時に供給能力も増えますので、それが過剰生産設備という形で表面化したということかと思えます。

(不良債権問題)

二つ目は不良債権問題です。数年前にシャドーバンキングが問題になりました。先ほど申し上げた四兆元の公共投資計画のかなりの部分は地方政府にその実施が委ねられたと言われています。今は法律が変わりましたが、当時、地方政府は自分

で地方債を起債する権限がありませんでした。このため、地方政府は、融資平台と言われるスキームを使ってシャドーバンキングから巨額の借金をしました。もちろん全部ではありませんが、この借金が焦げつき始めていると言われています。

しかし、不良債権の問題はシャドーバンキングだけではありません。銀行セクターに残っている不良債権も未処理のままです。公表データによれば、中国の銀行セクターの不良債権比率は非常に低い水準にとどまっています。たしか一、二%だと思えます。しかし、これは、不良債権を資産管理会社（AMC）に飛ばして本体をきれいにしただけで、飛ばした不良債権はある程度残っていると思われれます。中国では、過去二回ほど、外貨準備を使って不良債権を処理しようとしたことがあります。しかし、外貨準備を使って不良債権を処理するというのは、どこかおかしいところがあり

ます。外貨準備はドルやユーロで持っているものですし、不良債権処理には人民元が必要になるからです。誰かが為替リスクを負っているというところかもしれません、いずれにしても未処理の不良債権が残っていると思われれます。

このように、不良債権の規模が膨大で、しかも、これがいまだ日々積み上がっている可能性があるというのが二つ目の問題です。

（少子高齢化の進展）

三つ目は、これまでの一人っ子政策で少子高齢化が急速に進み、二〇一二年以降、労働力人口が減り始めていることです。もう少し経ちますと、総人口自体が減り始めます。こうした中で、信頼に足る社会福祉システム、すなわち年金制度や医療システムが完備しておらず、これをどうしていくのかという大問題があります。人々が自分の将

来の人生について不安を持っているようでは、個人の消費は増えません。社会福祉システムを完備しないままでは、個人消費が喚起されるようなことはないということなのです。このようなシステムの整備が手つかずのままとなっています。

(農業セクターの問題)

四つ目は農業セクターの問題です。中国は、二〇〇一年にWTOに加盟しました。中国の農業セクターに国際競争力がないことは十分承知の上であったと思いますが、実際にその後、中国の農業は非常に厳しい状況に追い込まれています。以前は、都市に受け皿を作ることによって、農民が出稼いで稼ぐという形ができていましたが、だんだん都市にも受け皿がなくなってきました。この農民に職を与える必要があります。

(中国の政策対応)

今後、投資主導から消費主導へのリバランスが起る過程で、中国の経済成長率が下がっていくことは不可避だと思います。現在生じている資本流出は明らかにそれを見越したものです。

九月にトルコのアンカラで開催されたG20でも、大臣間で中国の問題を掘り下げて議論していただきました。中国もこの点は十分にわかっています。構造問題に関してはしっかりと取り組んでいきたいという意図表明がありました。

しかし、中国経済はあまりにも規模が大きいため、急速に対応しようとしめすとハードランディングになってしまいます。方向としては間違っていないとしても、あまりにもやり方が乱暴です。中国経済に与えるショックが大きくなりすぎます。したがって、あくまでも秩序立った形で必要な構造調整を進める必要があります。今後と

も、G 20その他いろいろな機会を通じて、中国当局に積極的な働きかけをしていきたいと思つていくところです。

(3) アメリカの金利引き上げ (問題の所在)

次に、アメリカの金利引き上げを取り上げます。金利引き上げの議論が行われるようになったことは、アメリカ経済が好調なことの証です。したがって、金利引き上げ自体が悪いというわけではありません。心配なのは、アメリカの金利引き上げによってもたらされる、世界の資本市場、資本フローへの影響です。

(過去の例)

過去の例を見ますと、アメリカが金利を上げたときの資本フローへの影響は、ある程度深刻なこ

とが多いのです。

例えば、一九八〇年代前半のレーガン大統領のとき、アメリカではインフレが二桁まで高進しました。ボルカーFRB議長は、何とかこれを封じ込めようとして、極端な高金利政策をとりました。当時、私はアメリカに留学中で、当座預金の口座を作りましたら、七、八%の金利がつきました。相当な高金利時代であったわけですが、こうした強力な金融政策が取られたことによって、さすがの二桁インフレも収まりました。

しかし、その結果として二つのことが起こりました。一つは、ドル高です。その後、一九八五年九月のプラザ合意で、ドル高の調整が行われました。もう一つ起こったのが、一九八〇年代後半の中南米の債務危機です。アメリカの金利が上がりますとドルが高くなりますので、ドル建てで債務を負っている新興国にとって非常に負担が大き

なります。このため、中南米諸国が一斉に債務危機に陥りました。

同じようなことが一九九〇年代前半にも起こっています。このときもアメリカは金利を上げました。その結果、起こったことは一九九四年のメキシコのテキーラ危機です。これは資本収支型の危機で、二一世紀型の危機の最初の例とされています。

（今回の金利引き上げの影響）

今回、アメリカが金利を引き上げることによって何が起こるかについては、予断を許さないと思います。もともと、一九八〇年代や一九九〇年代に起こったような、大規模な危機が起こるような感じは持っています。なぜかと申しますと、当時と比べまして、新興国の外貨準備は厚く、対外債務の対GDP比も改善し、またIMFも資本を

増強しています。アジアでも、チェンマイ・イニシアチブによって、いざというときに域内でドルの流動性を融通し合うような仕組みができています。

したがって、大規模な金融危機が即座に起こるとは考えていませんが、アジアの域内にも、域外にも心配な国があることは否定できません。

域外では、ブラジルは今、政治的に相当不安定です。

アジアでは、最近、各国でいろいろなことが起こっています。例えば、マレーシアでは、ナジブ首相に汚職の疑いが持たれており、政治的に不安定化しています。

フィリピンでは、来年、大統領選挙が行われます。フィリピンには大統領の再選禁止規定がありますので、大統領が替わります。今、三つどもえで主導権争いをやっている状況です。

ミャンマーでは、総選挙でアウン・サン・スー・チーが勝利しましたが、新政権がどのような経済運営を行うのかまだよく見えてこない状況です。

タイでは、高齢の国王が入院されたという話が伝わっていますが、その後の政治体制がどうなるのか不安視されています。今の軍事政権の下で、今年中に憲法改正をやると言われていましたが、実現しませんでした。早くてもあと一、二年と言われ、民主化政権への移行に時間がかかっていきます。

インドでは、モディ政権の与党が最近の地方選挙で負けました。モディ政権の経済運営にも若干の影が差してきたという感じがしないでもありません。

インドネシアに関しては、新幹線の受注競争で日本が中国に負けたことが大きなニュースになり

ました。ジョコ政権の経済運営は、必ずしも親中というわけではないのですが、日本とはやや距離感が出てきたように感じます。

このように、アジア各国を見ますと、レベルは国によって違いますが、ここに来て、政治的な不安定さがそれぞれ出てきたように思います。そのような中で、アメリカが金利を引き上げた場合、各国の資本市場を巡って、予期せざるインパクトが生じかねないことを心配している状況です。

以上、雑駁ですが、中国リスクと、アメリカの金利引き上げが世界の資本フローに及ぼす影響について簡単に申し上げました。

二、BEP Sとは何か

(1) 伝統的な国際課税の課題

次に、今日の本題の国際課税を巡る議論に入ら

せていただきます。

国際課税とは何かということに関して時々誤解があります。国際課税と言いますと、例えばドイツの法人税はどうなっているのか、中国の法人税はどうなっているのか、あるいはアメリカの小売売上税はどうなっているのかなどと聞かれることがあります。これらは国際課税の問題ではありません。単に外国の税制がどうなっているかという話です。

クロスボーダーで、資本、人、物が動きますと、それに応じて必ず課税権が生じます。一例として、日本の会社がアメリカに支店を設け、その支店がアメリカで経済活動を行って利益を上げる場合を考えます。アメリカの国内で上がった利益ですから、アメリカは、この支店に法人税をかけることとなります。源泉地国 (source country) として課税権を行使するわけです。一方、これは

日本企業の支店ですから、日本の国税当局は日本企業の所得として法人税を課します。居住地国 (residence country) として課税権を行使するわけです。そうしますと、同じ所得に対して、アメリカで源泉地国課税が行われ、日本においても、居住地国課税が行われることになって、二重課税 (double taxation) が生じてしまいます。

企業の立場からしますと、二重課税が行われるととても経済活動を維持できないということになりますので、いかにして二重課税を排除して、投資や経済活動に対して税の中立性を保つか、これが国際課税の一つの大きな課題となります。

二重課税を排除するため、日本は、算出した我が国の法人税から、アメリカで支払った法人税を差し引いて、納税額を算定する方法を取っています。例えば、算出した法人税が五〇で、アメリカに三〇の法人税を支払ったとしますと、差し引き

二〇の法人税を日本に支払えばよいとすることで、二重課税を排除してきたわけです。これを外国税額控除方式と言います。

他方、配当所得に関しては、平成二一年度に税制改正を行いました、外国の子会社からの配当は、一定の条件の下で、九五%まで我が国の課税所得に算入しないこととされました。これを国外所得免除方式と言います。そもそも課税所得に合算せず、最初から除外するという方法です。

日本も、アメリカも、ヨーロッパも、国内法により外国税額控除方式もしくは国外所得免除方式のどちらかの方法で二重課税を排除してきました。これに加えて、さらに租税条約を結び、互いのできるだけ課税の垣根を低くすることによって、二重課税の可能性を低める努力をしてきたわけです。

(2) BEPS への問題意識

(二重非課税の発生)

ところで、今回、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) への取り組みが開始された理由は、二重課税の排除ではなく、二重非課税 (double non-taxation) 、すなわち源泉地国と居住地国のいずれにも税金が落ちないという問題が意識されるようになったためです。つまり、多国籍企業が経済活動を行って利益を上げているにもかかわらず、それがタックスヘイブンや軽課税国にため込まれ、正当な額の税金が経済活動を実際に行っている国に支払われていないのは問題であるという意識が芽生えたわけです。

(スターボックスの例)

資料7ページにスターボックスの例を挙げまし

た。同社は、一九九八年にイギリスで事業を開始して以来、累計で四五〇〇億円の利益を上げましたが、利益を外に移転したことで、英国における法人税の納付額はわずか一三億円にとどまっていた。

同社は主として三つの方法で利益を外に移転していました。一つ目として、スイスから仕入れたコーヒー豆に対して、市場価格より割高な材料費を支払うことによってスイスに利益を移転していました。

二つ目として、オランダの関連法人から「スターバックス」という商標権の使用許諾を得て、それに対して法外なロイヤルティを支払っていました。それによって利益を英国からオランダに移していたということです。

三つ目として、別の海外関連法人を作り、そこから資金の貸し付けを受けた形を取って、これに

対して過大な利払いを行うことによって海外に利益を移転していました。

このように、多国籍企業はいろいろなテクニックを使って、利益を軽課税国やタックスヘイブンに移転し、税負担を免れようとするわけです。

(背景事情)

これに対応するためには、当局側にも包括的な取り組みが必要であるということ、OECDにおいて本格的に議論を始めました。こうした政策対応の必要性が強く意識されるようになった背景には、二つの事情があつたと思います。

第一に、二〇〇八年の世界金融危機に対し、G20での合意を踏まえて、各国は巨額の財政出動を行いました。日本も、麻生政権の下で、積極的な財政政策を実施しました。中国も四兆元の公共投資計画を実施しました。イギリスも、ユーロ諸国

も、そしてアメリカも大規模な財政出動を行いました。二〇〇九年の後半頃からそれが効き始めて、金融危機は次第に収束していきました。他方で、こうした財政出動をファイナンスするため、各国で一斉に増税が行われました。個人所得税や付加価値税などが引き上げられたわけです。そのような中で、多国籍企業が、いろいろな国際課税ルールの抜け穴を使って、租税回避を行うことは許されることではないと考えられるようになりました。

第二に、金融危機から回復する過程で、各国の所得格差が拡大してきたことが挙げられます。所得格差の拡大自体、政治家としては放置しておけない政治アジェンダですが、特にそうした状況の下で、こうした多国籍企業の租税回避行動をそのまま放っておくことはできないという、政治的なインセンティブが高まったのだらうと思います。

(3) 国際課税ルールの欠陥

(企業活動と国家主権の間のギャップ)

それでは、なぜ国際課税ルールの欠陥が生じてきたのでしょうか。資料6ページをご覧ください。

税金は人の懐に手をつ突っ込んで取るという意味で強制性があります。その意味で、課税権は国家主権の最たるものです。租税高権と言われますが、これは国家にぶら下がっているものです。ところが、スターバックスに限らず多国籍企業の活動は完全にボーダーレスになっており、国境を意識しないで自由にグローバルな経済活動が行われています。そうした企業の活動と国家主権の間にはどうしてもギャップができてきます。

その結果、国際課税ルールに、必ずしも現実の経済活動に対応し切れないという意味での欠陥が生じることになりました。以下では、国際課税ルールの欠陥の例を三つほど取り上げます。

(P E原則の問題点)

一つ目として、伝統的な国際課税ルールでは、「P Eなければ課税なし」とされてきました。P Eとは、Permanent Establishmentの略で、恒久的施設と訳されています。先ほど、日本企業がアメリカに支店を設けるという例を挙げました。この場合、支店はP Eに当たります。国際課税ルールでは、経済活動を行って利益を上げた場合、それに法人税を課すためにはP Eが必要とされています。支店でも事務所でも工場でもよいのです。が、何か物理的な施設が要するというわけです。その上で、そのP Eが経営判断に参画し、リスクをとって経済活動を行っている場合、リスクの程度に応じて法人税を課してもよいというのが、これまでの基本的な国際課税ルールであったわけですね。

これに関連して問題になったのが電子商取引で

す。電子商取引においては、P Eは介在しません。例えばAmazonは、国外から電子回線を通じて直接消費者に電子書籍や音楽データを販売しています。P Eなどの手がかかりがありませんので、これまでのルールでは法人税を課すことができませんでした。日本では、法人税だけでなく、消費税も課しておりませんでした。これにどのように対応するかが大きな政策課題になりました。

(独立企業原則の問題点)

二つ目として、独立企業原則 (ALP、Arm's Length Principle) があります。先ほどのスターバックスの例では、スイスからコーヒー豆を仕入れ、それに対して法外な材料費を支払っていたとされました。この問題に対しては、移転価格税制 (transfer pricing taxation) が各国において整備されています。ここでは、関連会社間の取引であ

るからこのような市場原則から離れた値付けが行われたものであり、完全に独立した第三者間の取引であれば、より安い価格が設定されたはずであると考えます。そうした考え方に基づいて、国税当局が取引価格を見直し、見直し後の価格を基に利益を算出して、その利益に対して課税を行います。各国とも、こうした移転価格税制に基づいた課税を行っており、一九九〇年代には、アメリカで日本の自動車会社が課税を受けて話題になりました。最近では、中国も盛んにこの移転価格税制を発動しています。

問題となるのは、多国籍企業グループの経済活動は非常にグローバルに行われておりますので、いろいろなところでいろいろな取引が、二四時間同時並行的に行われているということです。このため、個々の取引に独立企業原則を適用して課税を行うことの限界が見えてきました。さらに、先

ほどのスターバックスの例でも申し上げましたが、無体財産権の取引にいかに移転価格税制を適用しうるかという問題があります。イギリスのスターバックスは、商標の使用権の対価としてオランダの関連法人に莫大なロイヤリティを払っていました。これに対して移転価格税制を適用しようとしても、実際に発動することは困難です。と申しますのは、関連会社間であるからこそ商標の取引があるのであって、独立企業間の取引を想定して、ロイヤリティの適正価格を算定することは容易ではないからです。逆に言えば、無体財産権に対して移転価格税制を適用することが困難であることを利用して、B E P S が盛んに行われるようになったわけです。

(ハイブリッド・ミスマッチ)

三つ目として、ハイブリッド・ミスマッチがあ

ります。資料23ページをご覧下さい。これは、ある商品やある事業体の税制上の取り扱いが国によって違うことによって二重非課税が生じてしまうというものです。

最もわかりやすいのは、オーストラリアの優先株式 (Preferred Stock) のケースです。日本の企業がオーストラリアに子会社を持っており、その子会社が優先株式を発行して、親会社がこれを取得するとします。通常ですと、配当は、法人税が課された後の利益処分として行われます。しかし、オーストラリアでは、優先株式の配当は損金算入できることとされていますので、法人税がかかりません。他方、日本の親会社がこの配当を受け取った場合、日本では、先ほど申し上げましたように、平成二一年度の税制改正で国外所得免除方式が導入されましたので、日本でも税金がかかりません。オーストラリアでも、日本でも税金が

かかりませんので、二重非課税となってしまうか。これが典型的なハイブリッド・ミスマッチです。

こうした状況に対し、日本では平成二七年度税制改正で法的な手当てがなされました。オーストラリアに限定はしていませんが、支払い国で損金算入されるような配当に関しては、日本では所得不算入にしないこととして、二重非課税を防ぐことにしました。

(4) BEPSプロジェクトの開始

以上で申し上げてきましたように、戦後、築き上げてきた国際課税ルールに欠陥があることが最近になって認識されるようになりました。いろいろな抜け穴があったということです。御説明してきたPE原則、ALP原則、ハイブリッド・ミスマッチなどはその具体的な事例です。リーマン

ショックを契機に、このようなことを包括的に考え直していこうという機運が盛り上がり、BEP Sプロジェクトが始まったわけです。

資料5ページの右下に「BEP Sプロジェクト年表」を掲載しています。

二〇一二年六月に、OECD租税委員会でBEP Sプロジェクトが開始されました。その後、プロジェクトに大きな弾みがつくきっかけになったのが、二〇一三年六月のG8サミットです。この年のサミットは、キャメロン首相がホストとなつて、北アイルランドで開催されました。このとき、キャメロン首相は、タックスを「Trade」、 「Transparency」とともに、「三つのT」の一つとして位置付け、三つの主要議題の一つに取り上げました。その結果、八ヶ国の首脳の間でBEP Sプロジェクトが議論されて、政治的にも非常に注目されることになりました。

その後、二〇一三年七月に、OECDとして一五項目にわたるBEP S行動計画を発表しました。二〇一四年九月にそのうちの八項目について第一弾の報告書を公表し、今年の九月には残りすべての項目につき最終報告書を取りまとめて公表しました。先月、トルコのアンタルヤで開催されたG20サミットで各国の首脳からも支持を頂き、ようやくOECDとしてのこのプロジェクトが一段落したこととなります。

三、BEP Sプロジェクトの主な内容

(1) BEP Sプロジェクトの三本柱

(三本柱の関係)

ここから、BEP Sプロジェクトのうち、問題になりそうなところをかいつまんで御説明してい

きます。資料2ページをご覧ください。

下の方に三つの楕円があります。これはBEPプロジェクトの三本柱を表しています。

上のAの楕円は、グローバル企業は払うべきところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税ルールを再構築することを表しています。Aの楕円には多数の行動計画が含まれており、BEPSPプロジェクトの最も大きな柱となっています。

下のBとCの楕円がAの楕円を支えています。

Bの楕円は、各国政府やグローバル企業の活動に関して透明性を向上させることを表しています。

Cの楕円は、BEPSPプロジェクトを実施に移すプロセスにおいて生じ得る二重課税を排除するための手続きを明確化することなどにより、グローバル企業にとっての不確実性を排除し、予見可能性を高めることを表しています。

(三本柱の内容)

資料3ページで三本柱の具体的な内容を整理しています。

左のAには行動1から行動10までが含まれています。これまでの国際課税ルールを再構築するものです。行動1が電子経済(eコマース)の課税上の課題への対応です。

注目していただきたいのは、行動2、行動3、行動4、行動5の塊です。行動2はハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化です。行動3は外国子会社合算税制の強化です。タックスヘイブン税制のことで、CFC(Controlled Foreign Company)税制とも言われます。行動4は利子控除制限です。これらは全て各国の国内税制に関連するものです。OECDは、これまで、各国の国内税制のあり方についてここまで具体的に勧告を行ったことはありませんでした。ここまで踏み

込んで、各国の制度の一貫性を確保しようとした点が、今回のBEPSプロジェクトの一つの特徴かと思っっています。

右上がBで、透明性の向上のための行動5、行動11、行動12、行動13が含まれています。この中で、よく話題になりますのが行動13の多国籍企業情報の報告制度です。これに基づき、今後、我が国の多国籍企業には、CbCレポート（Country-by-Country Report）と呼ばれる国別報告書を国税庁に提出していただくこととなります。

右下がCで、予見可能性の向上のため、行動14にあるように、二重課税を排除するための紛争解決メカニズムを明確化することなどが含まれています。

(2) BEPSプロジェクトの包括的アプローチ

BEPSにはさまざまな形態がありますが、B

EPSプロジェクトは、これらに対して一五の行動計画による包括的アプローチによって対応することとしています。

（融資に伴うBEPS）

資料4ページをご覧ください。先ほどもスターバックスの例を取り上げましたが、これをもう少し一般化して御説明します。一番左に、タックスヘイブン又は軽課税国のX国があります。A国にある多国籍企業A社はこのX国に利益を移転するためにさまざまな方策を講じます。

一つ目として、X国にある関連企業X社が、A国の関連企業B社に対して貸し付けを行い、B社がX社に過大な利子を支払うことが考えられます。利子は損金算入できませんから、過大な利子を支払うことによって、B社が置かれたA国からX国に対して利益が移転されることとなります。こ

れが融資に伴うBEP Sです。

(無形資産を利用したBEP S)

二つ目として、X社が、A国の関連企業C社に無形資産の開発を依頼し、研究開発費用を提供するようなことが考えられます。本来、関連企業X社は資本を提供しているだけで、それ以上のリスクをとっていません。それにもかかわらず、C社がX社に過大な収益を分配することになりますと、C社が置かれたA国からX国に対して利益が移転されることとなります。さらにもう一つ、C社が開発した無形資産を非常に低価格でX社に譲渡したとします。ところが他方で、C社から買い取った無形資産を利用することによって、X社が莫大な利益を得るようなことが起こり得ます。そのしますと、無形資産の譲渡価格がそもそも低すぎたのではないかという移転価格税制上の問題が

出てきます。これらが無形資産を利用したBEP Sと言われるものです。

(条約の濫用によるBEP S)

X国はタックスヘイブンですので、X国と、A国その他の国との間に租税条約は存在しないとします。例えば我が国にはタックスヘイブンとの間では租税条約を結ばないという方針があります。資料の下の方に関連企業Y社があります。Y社は、タックスヘイブンではないY国に置かれたペーパーカンパニーです。Y国はA国その他の国と租税条約を結んでいます。X社はY社に対して、C社から買ったライセンスを付与し、Y社はそのライセンスをC社に再付与します。これに対して、C社からY社、Y社からX社に対してロイヤリティが支払われます。この場合のY社のように、ペーパーカンパニーで実体がないにもかかわ

らず、Y国が締結している租税条約上の特典を不当に享受しようとするものが、条約の濫用によるBEPSと言われるものです。

(BEPSへの対応)

こうした行為にどうやって対応していくかというのが、BEPSプロジェクトのそれぞれの行動計画です。なお、タックスヘイブンX国に置かれた関連会社X社にたまった利益は、最終的に親会社A社の課税所得として吸い上げられるよう、行動3の外国子会社合算税制が設けられており、これが、BEPSへの最後の対抗手段になっています。

(3) 外国子会社合算税制の強化(行動3)

(日本の外国子会社合算税制)

まず、外国子会社合算税制の強化について御説

明します。資料27ページをご覧ください。

最初に日本の制度を御説明します。企業が、法人税の実効税率が二〇%未満の国に子会社を設立するとします。日本の法人税率と比べ、この国の税率はかなり低くなっています。このとき、国税当局は、何のためにその国に子会社を作ったのかを見ます。いろいろなテストがありますが、テストの結果、経済的合理性がないにもかかわらず、租税回避のためにその国に行ったと見られることになると、外国子会社合算税制が発動されます。これが発動されると、子会社が配当を行わず社内に利益を留保しても、親会社の所得に合算して日本で法人税が課されることとなります。

ここでひとつ問題になったのは、イギリスが法人税率二〇%未満の国になることです。現在、イギリスの法人税率は二〇%ですが、この先一九%

に下げ、最終的には一八%まで下げることになっています。税率だけ見ますと、イギリスは我が国の外国子会社合算税制の対象国になっています。

この点に関連し、日本の対応について、イギリスからも日本の経済界からも再検討の要請がありました。もともと、外国子会社合算税制の発動は、税率だけで判断されるわけではなく、租税回避目的かどうかのテストが行われ、テストの結果、租税回避目的であると判断されて、初めて合算課税が行われるものです。

(OECDの提言)

資料27ページのとおり、今回OECDは、各国の外国子会社合算税制の見直しの方向性について勧告を行いました。

左の箱に、対象外国子会社は、企業が株式を五〇%超保有しているところとされています。中央

の箱に、対象所得の定義とありまして、最初にカテゴリーアップローチが掲げられ、例えば、配当、利子、保険所得、販売・サービス、使用料・その他のIP所得と記載されています。日本では、所得の種類別ではなく、子会社別に、租税回避目的で外国に行ったのかどうかを見て判断するのに対し、OECDは、対象となる所得をこれらの種類別に見ていくことを勧告しています。

それに加え、OECDの勧告では、中央の箱の二つ目にありますように、実質アップローチとして、外国子会社が実質的な経済活動を行うことなぐ所得を得たような場合には、親会社の課税所得に合算するという考え方も打ち出されました。

これらのアップローチを単独又は複合的に用いて、対象所得を定義するというのが、OECDの勧告の内容です。勧告は、このような方向で各国の国内法を変えてはどうかというものですが、仮

に日本がこれを受け入れるとしますと、日本の外国子会社合算税制はかなりの程度変わることになります。

(4) 利子控除制限ルール（行動4）

次に、利子控除制限ルールについて御説明します。資料29ページをご覧ください。

これは、海外の子会社から借入れを行い、それに対して過大な利子を支払うことによって利益を海外に移転しようとする企業の行動に対応しようとするものです。

資料の下の絵の中に、「企業AのEBITDA」と書いてあります。EBITDAとは、基本的には所得額を表しており、※1のとおり、税引き後当期所得に純支払い利子、減価償却費、当期税額等を足したものです。利子控除制限ルールは、損金に算入できる利子の水準にシーリングを

設けるもので、具体的には、EBITDAのX%以上の利子をクロスボーダーで支払った場合、X%を超える部分については損金算入を否認するものです。

日本では、現在、参入できる上限が50%とされており、クロスボーダーでの利子の支払いが50%を超える場合、超える部分は損金算入を認めないことになっています。

国によって損金算入の上限が異なりますと、BEPSの余地が生じますので、OECDとしては、これを10%から30%でそろえてほしいという勧告を行っています。日本では上限は現在50%ですから、これを10%から30%まで低くするためには、国内法令の改正が必要になります。

(5) 租税条約の濫用防止（行動6）

次に、租税条約の濫用防止について御説明します。資料37ページをご覧ください。

左側の図の上の方に、A国とB国があります。

B国の下にはC国があります。ここでは、C国がタックスヘイブンです。C国はタックスヘイブンですから、A国、例えば日本なら日本との間で租税条約はありません。ここで、C国企業はB国にペーパーカンパニーを作ります。B国はタックスヘイブンではありませんので、A国との間に租税条約が結ばれています。C国企業は、B国に作ったペーパーカンパニーを通じてA国に投資を行います。ここには「株式保有」と書いてありますが、例えば株式を買うわけです。それに対して、A国企業からB国企業に配当が支払われます。A国とB国の間には租税条約がありますので、例えば日本の場合ですと、支払配当に対して、国内法

上源泉徴収税率が二〇%のところ、場合によっては一〇%、五%、〇%などの低い条約上の軽減税率が適用されます。B国のペーパーカンパニーは、一義的にはこのような条約上の恩恵を享受できることとなります。

しかし、B国にあるB社は完全なペーパーカンパニーで、実質的な保有者はタックスヘイブンにあるC国企業です。OECDの勧告は、このような場合、条約上の軽減税率を適用しないことができるという規定を、租税条約に織り込むよう勧告しています。これは、特典制限規定（LOB、Limitation on Benefit）と言われるもので、日本の租税条約ではすでに入っている例が多くなっています。

左側の図にあるのは、これとは別のタイプの濫用防止規定で、主要目的テスト規定（PPT、Principal Purpose Test）と言われるものです。

LOBでは、例えばB国にあるB社に着目して、これがペーパーカンパニーかどうかを見ます。他方、PPTは、企業ではなく取引に着目して、ある取引が租税回避目的で行われた場合には、条約上の特典の享受を認めないという規定です。

今回、OECDは、LOB又はPPTのいずれか、あるいは、その組み合わせによって、必ず租税条約の濫用防止の手当てを行うよう勧告しました。

(6) 無形資産取引に係る移転価格ルール(行動8)
(デイスカウント・キャッシュ・フロー法)

無形資産取引に係る移転価格ルールについて御説明します。資料41ページをご覧ください。

「スターバックス」等の商標を第三者間で取引するようなことはあまりありませんので、先程申し上げましたように、商標の利用に関して、独立

企業間価格を適用することは簡単ではありません。このことが、この分野でBEPSが行われる背景にあります。

これに対して、OECDの勧告では、資料の②の二つ目にありますように、独立企業間価格の評価方法としてデイスカウント・キャッシュ・フロー法を加えることを提言しています。デイスカウント・キャッシュ・フロー法とは、例えば地価を評価するときに、家賃が幾らだったら、その家賃収入を生み出す地価は経済的に幾らになるのが合理的かを算出する収益還元法に似た方法です。クロスボーダーで無体財産権を売却し、買った方がそれを利用して多額の利益を上げたようなケースを考えます。このとき、これだけ儲かっているのであれば、その基になった無体財産権の価値はこのくらいであるのが合理的であるという形で、無体財産権の価値を算出することになります。

日本では、このような方法はまだ取り入れられておりませんので、今後法令を改正して必要な対応がなされることになると思います。

(移転価格税制の適用)

ところで、非常に安価で譲渡した無体財産権があつて、たまたまその無体財産権を使つたら大儲けしたというケースにおいて、納税者としてはまさかこんなに利益が上がるとは思わなかつた、だから低価での譲渡には当たらない、デイスカウント・キャッシュ・フロー法では幾らになると言われても、そのようなつもりは全くなかつたということがあり得ます。このような可能性を想定して、OECDの勧告では、下の③に書いてありますように、取引時点で評価が困難な一定の無形資産については、予測便益と実際の利益が一定以上乖離した場合において、実現値に基づいて独立企

業間価格を評価することが可能としています。これを、所得相応性基準と言います。

具体的に、ある会社がタックスヘイブンの子会社に、例えば一〇〇の価格で無体財産権を売却した場合を考えます。そして、タックスヘイブンの子会社が、これを利用して一〇〇という利益を上げたとします。この場合、デイスカウント・キャッシュ・フロー法で、無体財産権の本来の価値は一〇〇ではなく一〇〇〇であるとされたとします。売却価格の一〇〇と本来の価値の一〇〇〇の間には非常に大きな離があります。今回の提言の考え方では、このような場合、国税当局は、会社は本来の価値を知りながら、悪意があつてあえて低価譲渡した、つまりBEP Sが行われたと認定して、移転価格税制を適用してもよいこととなります。

逆に、デイスカウント・キャッシュ・フロー法

で算出した価格と、売却価格の間の乖離がそれほど大きくない場合には、会社は善意であったと推定されることとなります。

アメリカには既にこのような国内法があり、理論的な価値と実際の売却価格が二〇%以上乖離した場合、事後的に移転価格税制を発動することがあるとされています。他方、日本にはこのような制度がありませんので、日本でこの制度を導入する場合には、国内法の改正が必要となります。

(適用が免除される場合)

なお、資料42ページの中ほどに、「適用が免除される場合」と書かれています。それは、納税者から以下の(ア)及び(イ)が提供される場合です。(ア)は、価格取極め、合理的に予測可能な出来事、その他のリスクの考慮を判断するために、無形資産の移転時に用いられた事前の予測、及びその実現

可能性についての詳細です。そして、(イ)は、実際に生じた重大な乖離は、取引時点では予測不可能な進展や出来事によるものであること等に関する信頼に足る証拠です。これらのことについて、納税者が詳細な事実や信頼に足る証拠を提供すれば、国税当局が後から所得相応性基準によって課税するようなことはしないこととされています。

以上のとおり、OECDは、無形資産取引におけるBEP Sを排除するとともに、移転価格税制の適用の透明性を高めるための勧告を行いました。

(7) 多国籍企業の企業情報の文書化(行動13)

行動13の多国籍企業の企業情報の文書化について御説明します。これは、資料3ページの三本柱においては、透明性向上という柱に属しています。資料50ページをご覧ください。

これは、移転価格税制の適正な執行のために、多国籍企業から企業情報を報告していたかどうかというもので、報告の対象は、ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書の三つです。

これらのうち、報道等で特に注目されたのが国別報告書です。国別報告書は、親会社が作成するもので、親会社・子会社所在国ごとの総収入、所得、税額、従業員数、有形資産額、主要事業等に関する情報です。例えば、いろいろな国に子会社を持っている日本の多国籍企業を考えます。同社は、今後、年一回、国ごと、子会社ごとに、収入が幾らあつて、所得が幾らあつて、税額が幾らあつて、従業員が何人いてといった情報を集計して、日本の国税庁に提出することを求められます。すると、国税庁は、租税条約に基づいて、子会社が所在する国の税務当局にその国に関連する情報を提供します。逆に、日本の国税庁が外国の

税務当局から情報を提供されることもあります。例えば、日本にあるアメリカの多国籍企業の子会社については、アメリカのIRSが親会社から入手した国別情報の中で、日本の子会社に関連する情報が国税庁に提供されることになります。

このようなことを行いますのは、例えば、ある国の子会社は従業員が多い、資産も多い、リソースがふんだんに使われている、それにもかかわらず、税額が少ないということになりますと、利益の移転が疑われるわけです。したがって、これ自体で移転価格税制を発動する根拠にはなりません、少なくとも、国税当局が移転価格税制を発動するかどうかを考え始めるトリガーになりうるものです。この点に関してはかなり議論がありました。最終的には、全ての参加国の同意を得て、このような勧告がまとまりました。日本では、平成二八年度の税制改正で必要な手当てがな

される予定ですので、近々、該当する我が国の多国籍企業には具体的な対応をお願いすることになります。

四、ポストBEPS

資料2ページにお戻り下さい。上の囲みの三つ目の○に「今後の取組み（ポストBEPS）」と書いてあります。BEPSプロジェクトは、トルコのアンタルヤで開催されたG20で首脳から承認され、OECDとしての勧告作りの仕事は終わりました。今後はポストBEPSのステージに入っていきます。ポストBEPSで行うことは以下の三つです。

（各国の法整備、租税条約の改正等）

一つ目は、各国で必要な法整備を行うとともに

に、租税条約を改正することです。OECDには、各国に国内法の改正を強制する権限はありませんので、今回の行動計画はあくまでも勧告にすぎません。ただ、この勧告は、全てのBEPS参加国が合意して作ったものですので、日本や米国も含め、この内容に沿って、特にミニマム・スタンダードとされた勧告については、各国の国内法を改正していただくことが期待されます。さらに、各国の租税条約も勧告に基づいて改正してもらうことを期待しています。このような取り組みの状況については、OECDとしてきちんとモニタリングしていきたいと考えています。

（残された課題の検討）

二つ目は、今回のBEPSプロジェクトの検討において、ペンディングとなった課題が若干ありますので、それらについて検討を継続します。

(幅広い国と関係機関が協調する枠組みの構築)

大事なのは三つ目です。OECDの加盟国は三ヶ国ですが、それ以外に、OECD非加盟国でG20のメンバーとなっている国が八ヶ国あります。中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシアです。これらの八ヶ国もBEPSプロジェクトの正式メンバーとして、これまで申し上げてきたルールに同意しました。したがって、中国も含めて、これから国内法の改正が進むことになると思っています。

さらに、せっかくここまで来ましたので、今後の取り組みの③にありますように、これらの国以外でも、BEPSに関心がある開発途上国や新興国があれば、ぜひBEPSプロジェクトに参加していただけるよう、協調の枠組み作りを進めていきたいと考えています。例えばシンガポールやタ

イなど、多くの日本企業が進出している域内の経済大国があります。また、先週もタイの財務次官と会いまして、ぜひBEPSプロジェクトに入っ
てほしいと申し上げたのですが、今後とも、幅広い国々に積極的に声をかけていきたいと考えています。

五、まとめ

最後に、BEPSプロジェクトにどのような意義があるのかということをお話しして、今日の講演のまとめしたいと思います。

(国際課税に関する本質的な議論)

一つ目として、従来の国際課税ルールは、最初に申し上げましたように、二重課税の排除が主要目的となっていました。二重課税の排除とは、二

重課税によって経済活動を阻害することがないよう、ある企業がある国で稼いだ利益に対し、関係国がどのように課税権を調整し、税金を分け合うかというある意味でゼロサムゲームであったと言えます。

これに対して、今回のBEPSプロジェクトは、企業が経済活動を行って利益を上げたところで正当に納税をしてもらうことを狙いとするものですので、単なるパイの奪い合いではなく、価値が創造されたところでいかに課税すべきかという、税のあり方としては非常に本質的な議論ができたと思っています。

(税の協調)

二つ目として、戦後、為替や貿易など比較的国際協調が容易な分野では、IMFやGATT(現在のWTO)などの多国間の枠組みが整備されま

した。それに対し、税制は国家主権そのものであるので、国際協調が相対的になじみにくい分野でした。このため、税に関しては、為替や貿易分野のような国際機関は存在しません。そのような中で、唯一OECDだけがグローバル・セッティング・ボディとして活動してきたわけです。

近年、実体経済がどんどんグローバル化し、国境を意識しないような経済活動が増えてくる中で、自国に外国企業を呼び込むことにより税源を増やそうとして、各国間で税率の引き下げ競争が起きました。イギリスでは、法人税率は二〇%から一八%まで引き下げられることになっていきます。さらに、アイルランドなどでは一二・五%まで下がっています。いわゆるタックスヘイブンについては言うまでもありません。法人税率の引き下げを競って、最後には法人税率がゼロになってしまうのではないかという話もあるほどで、結果

的にどんどんお互いの体力を奪い合っている状況です。

このような事態を指して底辺に向けての競争 (race to the bottom) と言いますが、こうした競争をやめて、きちんとした議論を踏まえた上での税の協調、タックス・ハーモナイゼーションを志向するような考え方が出てきたわけです。そうした中で、今回の BEPS プロジェクトは、主権国家間での税の協調に向けて小さいながらも確かな一歩を踏み出したものと言えるのではないかと考えています。特に、OECD が各国の国内法の整備の方向性まで踏み込んで勧告を行ったのは非常に珍しいことでした。

(日本企業にとっての意義)

三つ目として、日本企業にとっての意義にも触れたいと思います。BEPS プロジェクトを始め

たとき、経済界にとっての評価はあまり芳しいものではありませんでした。彼らの言い分は、日本の企業はタックス・プランニングはそれ程やっていない、にもかかわらず、なぜこのような議論に付き合わなければならぬのかというものでした。ある意味で正しい御指摘、御心配であったのかもしれませんが、今の時点では、必ずしも迷惑なだけではない、日本企業にとって良い面もあるのではないかと思っています。

一つは、中国やインドでは、日本企業にとって税を巡るいろいろな問題が現実には生じています。今回、中国、インドを含めて、合意された国際課税ルールにきちんと合わせていくということになりましたので、今後、こうした新興国で活動する日本企業にとって課税上の透明性は明らかに高まります。

もう一つ、仮に、欧米企業に比べて、日本企業

のタックス・プランニングに対する熱意が低く、この面で日本企業が欧米企業に劣後していたとしますと、今回のBEP Sプロジェクトを通じ欧米企業のタックス・プランニングに一定の抑制がかかることによって、反射的に、日本企業の利益につながるようになるわけです。最近では、経済界にもBEP Sプロジェクトのこうした良い面をご理解いただき、評価していただけるようになりました。

(日本の税制に対する信頼感の醸成)

最後に四つ目として、多国籍企業がルールの抜け穴を利用して租税回避をする行為に対し、日本もOECDと協調して取り組んでいる、必要な国内法の改正も行うという点を納税者に理解していただくことで、日本の税制、公平公正な課税に対する信頼感が醸成されることになれば、私として

は非常にうれしいと思っている次第です。

私の話はこのくらいにさせていただき、御質問があればお受けしたいと思います。

増井理事長 浅川財務官、ありがとうございます。うまく時間を配分していただいて、国際金融とBEP Sの両方を取り上げていただきました。

まだ若干時間がございますが、御質問等ございますでしょうか。

質問者 国際金融の話で申しわけなのですが、アジア通貨危機のときに比べて、アジア各国の外貨準備は豊富だと言われています。しかし、外貨準備高の表面上の数字はともかく、それが本当に使える外貨準備なのかというイシューがあると思うのですが、その点は大丈夫なのでしょうか。

もう一つ、アジア通貨危機のときは先進国に余力がありましたので、短期の資金支援だけでな

く、中長期の資金支援も行ったと思います。今は、日本を含め、先進国に余裕がなくなっているように思われ、かつ、アジア各国も昔より経済規模が大きくなっておりますので、万一のことが起きますと大変ではないかと素朴に感じています。

この点について当局はどのように見ておられるのか、御教示いただければ大変ありがたいと存じます。よろしく願います。

浅川 一点目について、外貨準備が本当に使えるのかということ、一九九七年の韓国で大問題になりました。当時、韓国にはある程度の外貨準備はあったのですが、ふたを開けてみますと、流動性の供給のために国内の銀行に預金されていて、実際に使える外貨準備は公表されていたより少なく、結果的に危機に陥ったわけです。

IMFは、そのときの経験を踏まえ、外貨準備の定義を変えて、自国の銀行、金融機関に預けて

いる外貨資産は、流動性が欠如している場合には外貨準備から除外すべきであるとしています。

中国は、現在、三兆五〇〇億ドルほどの外貨準備を持っているわけですが、習近平国家主席が、アフリカその他いろいろところで、数兆円規模の援助を行うといったコミットをされていますが、その原資がどこから出てきているのかよくわかりません。もし原資が外貨準備であるとしたら、援助を行うことによって流動性が失われやすから、論理的には、外貨準備から外さなければならぬようなことが起きるかもしれません。その点は、本来、IMFがきちんと精査すべきものですが、中国の外貨準備については内訳が公表されておられませんので、よくわからないというのが正直なところです。したがって、御指摘のとおり、国によっては、公表されている外貨準備額がある程度過大評価されている可能性はありま

す。御指摘の点について強い問題意識を持つてい
るということです。

二つ目に、一九九七年のアジア通貨危機の後、
一九九八年秋に、日本も、新宮澤構想として中長
期の資金支援策を打ち出しました。これは、通貨
危機への対応というより、むしろ、通貨危機から
回復過程にあつた経済を後押しするというもの
で、J B I C や J I C A を使って、中長期の資金
支援を行いました。

仮に、今後、危機が起き得るとして、それがど
のような危機になるのかわかりませんが、各国が
それぞれ援助機関を持つており、日本にも J B I
C や J I C A があります。特に J B I C は、今回
法律改正まで行つて、インフラ支援をしようとし
ています。危機がないことを祈りますが、仮にも
し生じてしまったとしても、そうしたバイの機関
を使うことによって、ある程度の対応が可能で

す。

アジア通貨危機の当時と大きく異なりますの
は、マルチの枠組みです。二〇〇〇年代に入りま
してから、例えば貿易の世界では、W T O の交渉
が余りうまくいかずに、代わつて二国間の F T A
や E P A が拡大してきています。日本も、シンガ
ポールとの F T A を皮切りとして、バイラテラリ
ズムにある程度かじを切りました。このように、
貿易の分野では、グローバリズムからバイラテラ
リズムに傾斜するような動きがありました。

通貨の世界でも、ヨーロッパでユーロという地
域通貨ができました。アジアでも、成熟度合いは
低いにせよ、チェンマイ・イニシアチブができ
て、I M F というグローバルな仕組みを補完する
ための枠組みが構築されました。このように、二
〇〇〇年から二〇〇七、八年まで、さまざまな政
策の場面でそうした地域主義への傾斜が見られた

わけです。

そうした動きが再び変化する契機となりましたのが、二〇〇八年のリーマンショックでした。これほど大きな危機に対しては、やはりグローバルな取り組みしかあり得ないということで、IMFやアジア開発銀行の資金の増強が図られました。

結果的にIMFの資金は二倍に、アジア開発銀行の資金は三倍になりました。このように、二〇〇八年の金融危機をきっかけにして、リージョナリズム、バイラテラリズムから再びグローバルズムへの転換が起こったわけです。

こうした経緯を経て、現段階では、地域的ないろいろな金融協力の枠組みも発展してきましたし、他方で、IMF、世界銀行、アジア開発銀行といったマルチの枠組みの資金基盤もかなり充実してきました。したがいまして、今後、起こり得る危機に対しては、必要に応じてこれらの両面の

枠組みで臨機応変に対応していくのではないかと思っています。

増井理事長 一つだけ、非常にプリミティブな質問で申し訳ないのですが、BEPSPプロジェクトを進めていきますと、最終的にはタックスヘイブンはなくなることになるのでしょうか。

浅川 非常に良い質問を出していただきました。BEPSPプロジェクトでは、各国の国内法制の整備の方向性までは勧告することになりましたが、やるべきではないと考えて勧告を行わなかったことの一つに、法人税率自体をどうするかということがあります。タックスヘイブンでは、税率はほとんどゼロ、もしくは極めて低水準です。世界各国で全ての国が同じ法人税率であれば、確かにBEPSPは起こり得ないこととなります。しかし、法人税率を何%にするかは、租税高権、つまり主権の問題であり、そこにはやはり口を出すわけには

いかないという制約がありました。したがって、OECDとしては、あくまでも国家主権を尊重し、法人税率の差は所与の前提として、そういう中でもさらにいろいろなテクニックを駆使して行われるBEPSにどう対応するかということに議論の焦点を合わせたわけです。

ただ、法人税率の引き下げ競争は各国の体力を奪い、これが行き過ぎますと、各国の財政基盤の脆弱化を招くなど、良くない結果を招くことは明らかです。したがって、今日をあえて申し上げなかったのですが、今後、BEPSプロジェクトの議論が継続され、より高次なレベルで税の国際協調が議論されるようになれば、最終的には、各国の税率をもう少し収斂させた方がよいのではないかといった議論になっても必ずしもおかしくないとは思っています。しかし、そこまではまだかなりの距離があるという感じは持っています。

増井理事長 そろそろ時間でございますので、ここで今日の「資本市場を考える会」を終わらせていただきたいと思います。

最後に、浅川財務官に拍手をお願いいたします。(拍手)

(あさかわ まさつぐ・財務省財務官)

(本稿は、平成二十七年一月一〇日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

浅川 雅嗣 氏 (財務官)

略 歴

1981年大蔵省入省後、広島国税局廿日市税務署長、アジア開発銀行総裁補佐官、理財局課長補佐、主計局主査を歴任

1996年 IMF (国際通貨基金) 財政局審議役に出向。2000年に財務省に復帰後、国際局地域協力課長、主税局国際租税課長、国際局為替市場課長、同開発政策課長、同総務課長を経て、2008年9月内閣総理大臣秘書官、2009年9月から副財務官、2012年8月から国際局次長、2012年12月から財務省国際局次長兼副総理・財務大臣秘書官、2013年6月28日から大臣官房総括審議官、2014年7月4日から国際局長、2015年7月7日より現職

2006年から2009年まで埼玉大学大学院経済科学研究科客員教授
2012年から東京大学大学院総合文化研究科客員教授

2002年から2004年まで OECD 租税委員会有害税制フォーラム議長、OECD 租税委員会非加盟国協力委員会議長、2011年から OECD 租税委員会議長

1981年東京大学経済学部卒業、1985年プリンストン大学行政学大学院にて行政学修士

主 な 著 書

著書に「コンメンタール改訂日米租税条約」(大蔵財務協会：2005年3月)、「国際課税の理論と課題」(水野忠恒編著、税務経理協会：2005年2月)

主な論文に「国家財政破綻への対応」(フィナンシャル・レビュー：2011年1月)、「アジア通貨危機から10年」(金融経済研究：2008年4月)「中国の人民元切り上げをめぐって」(世界経済評論：2005年10月)、「アジア通貨制度について－バスケット通貨制度と共通通貨への道のり」(2004年11月日本国際貿易促進協会シンポジウム提出論文)、「日米租税条約の主な改正点」(租税研究：2004年4月)、「日米租税条約の改定について」(国際税務：2004年2月)、「日米租税条約の署名について」(ファイナンス：2004年1月)、「国際課税をめぐる当面の課題」(租税研究：2003年6月)、「財政を巡るいくつかのトピックス (上) (下)」(ファイナンス：1999年7月、8月)、「マネーサプライのアナウンスメントと利子率との関係について」(金融ジャーナル：1987年10月)

'Base erosion and profit shifting (World Commerce Review, June 2012) 'Response to State Fiscal Crisis-Drawing on Experiences in International Finance' (Public Policy Review, Vol.7 No.1, June 2011, Policy Research Institute, Ministry of Finance, Japan)' Transfer Pricing in a Global landscape' (Tax Notes International, Vol.64, No3, October 2011)' Japan, International Taxation Policy' (Asia-Pacific Tax Bulletin, 2003, IBFD) 'The New Japan-US Tax Treaty' (Asia-Pacific Tax Bulletin, 2004, IBFD)